

No. 1	栃木県土地開発公社	所管課	総合政策部地域振興課			
委員会報告書	<p>【実施主体の一元化】</p> <p>○ 県には、産業用地の開発、整備実施主体として、当公社のほか、企業局（用地造成事業部門）があるが、効率的な組織体制の構築、ノウハウの蓄積・継承の観点から、実施主体を一元化すること。</p>					
議会提言	<p>【統合】栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社、企業局</p> <p>○ 今日における土地開発公社の存立の意義（従来通りの事業規模の確保や事業の性質）を問い直す必要がある。</p> <p>○ 業務量の減少に伴う組織、人員のスリム化を具体的に進める。</p> <p>○ 産業団地造成については、機能を企業局に統合する。</p> <p>○ 用地の先行取得、土地の斡旋、調査等の機能は維持する。（法人格は残す。）</p> <p>○ 管理業務を、栃木県道路公社、栃木県住宅供給公社と統合する。</p>					
対応方針	<p>1 地方3公社管理部門の統合については、所管部局及び当該3公社において、統合に向けた課題の把握と解決のための調整を行い、平成24年度からの統合を目途に作業を進める。</p> <p>2 産業団地造成機能の統合については、今後の産業政策のあり方、公営企業のあり方、県財政とも関連することから、関係部局との調整を図り、新規産業団地案件の進捗等を考慮したうえで、県としての方向を決定する。</p> <p>3 土地開発公社の組織、人員のスリム化については、地方3公社管理業務の統合調整や、県における今後の用地事務のあり方との整合を図り、業務量に見合った体制とする。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 地方3公社管理業務の統合 (県・法人)	調整	統合作業	●統合		
	2 産業団地造成機能の一元化 (県)	調整・検討	●方向決定			
	3 組織、人員のスリム化 (県・法人)	1と併せて実施		〔その後も業務量に応じて実施〕		
備考						

No. 2	栃木県道路公社	所管課	県土整備部交通政策課			
委員会報告書	<p>【新規道路整備の中止等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな有料道路の整備は、現時点において実施又は計画中のものを除き行わないこと。 ○ 現在管理している有料道路の料金徴収期限の到来を見据え、計画的に組織体制を縮小すること。 ○ 借入金の縮減に向けて、一層の経営努力を行うこと。 					
議会提言	<p>【統合】栃木県土地開発公社、栃木県住宅供給公社</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期債務の縮減に努めるとともに、財源確保策を講じる等、経営体質の改善を図る。 ○ 料金徴収と管理コストとの比較検討等、管理費用の圧縮に向けた具体的な対応策を講じる必要がある。 ○ 駐車場管理及び受託業務の指定管理者制度の導入や一般競争による民間開放を進める。 ○ 県の見直し基本方針において、新規事業は実施しない方針のため、道路建設を除く他の機能は維持する。（法人格は残す。） ○ 管理業務を、栃木県土地開発公社、栃木県住宅供給公社と統合する。 					
対応方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 長期債務の縮減及び経営体質の改善等については、平成 18 年 10 月に策定した「栃木県道路公社健全経営のための行動計画」（平成 19 年度～平成 23 年度）に基づき、積極的な PR 活動や地域と一体となった道路情報の提供等による有料道路の更なる利用促進を図ると共に、長期債務の縮減や公社専任職員の退職不補充等によるコスト削減等に努める。 2 受託業務等の民間開放については、一般競争による民間開放等の調整を図り、プロパー職員の退職に併せて段階的に実施する。 3 地方 3 公社管理部門の統合については、所管部局及び当該 3 公社において、統合に向けた課題の把握と解決のための調整を行い、平成 24 年度からの統合を目途に作業を進める。 					
スケジュール	見直し項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 以降
	1 長期債務縮減、経営体質改善 (法人)	●継続実施				
	2 受託業務等の民間開放 (県・法人)	調整	(段階的に実施)			
	3 地方 3 公社管理業務の統合 (県・法人)	調整	統合作業	●統合		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな有料道路の整備については、既に実施している日光宇都宮道路インターチェンジ建設工事を除き、行わないことを平成 20 年度に決定。 ○ 埴田駐車場については、収支が悪化し赤字が累積することによる債務残高の増加が見込まれるため、平成 22 年度中に債務を一括償還し、県に移管する。 					

No. 3	栃木県住宅供給公社	所管課	県土整備部住宅課			
委員会報告書	<p>【新規分譲の中止等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな分譲は、現時点において実施又は計画中的ものを除き行わないこと。 ○ 県営住宅の管理については、管理代行制度と指定管理者制度を比較精査した上で、特に問題がなければ、指定管理者制度の導入による民間開放を拡大すること。 ○ 当公社の果たすべき役割の変化を踏まえ、高齢者向け住宅事業など取り組むべき事業を限定し、計画的に組織体制を縮小すること。 					
議会提言	<p>【統合】栃木県土地開発公社、栃木県道路公社</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規分譲を実施しないことから、実質的な廃止とし、管理業務については、栃木県土地開発公社・栃木県道路公社と統合する。 					
対応方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 分譲事業については、既に新規分譲を行わないこととしており、着手済みの団地の早期販売等に努め、段階的に縮小する。 2 公社については、県営住宅等管理のセーフティネット機能の確保に配慮した上で、民間開放を順次拡大すること等により、計画的に組織を縮小する。 3 地方3公社管理部門の統合については、所管部局及び当該3公社において、統合に向けた課題の把握と解決のための調整を行い、平成24年度からの統合を目途に作業を進める。 					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 分譲事業の縮小（法人）	●継続実施				
	2 公社組織の縮小（県・法人）	→ 検討	(計画的に縮小)			
	3 地方3公社管理業務の統合 （県・法人）	→ 調整	→ 統合作業	●統合		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな分譲事業を実施しないことを平成20年度に決定 					

No. 4	(財) 栃木県育英会	所管課	経営管理部文書学事課			
委員会報告書	<p>【組織体制の充実等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の奨学金事業の拡大に伴う組織体制の充実を図ること。その際、人件費等の新たな財政負担を伴わない方策を講ずること。 ○ 老朽化した東京学生寮については、早期に今後の対応方針を決定すること。その際、民間資金の導入等も含め、幅広い検討を行うこととし、法人自らによる対応が困難な場合は廃止すること。 					
議会提言	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少子化の進行や今後の経済の見通しからして存在意義は大きく、事業を継続発展させて人材の育成に寄与するべきである。 ○ 東京学生寮は、老朽化した建物は堅固で使用可能な状態にあり、計画的な修繕等の対応策を早期に検討する必要がある。建て替えにあたっては長期計画を立て、民活や寄付金の増加のための条件整備などを進める。 					
対応方針	<p>1 事業の継続発展のため、返還金徴収や寄付金の募集の強化を進め、貸付原資を確保する。そのために、寄付金控除や受取利子の非課税等税制上の優遇措置を引き続き受けられるよう、公益認定に向け早急に対応する。また、平成17年に旧日本育英会から移管された高校奨学金事業に係る事務が今後ピークを迎えることから、事務の合理化に努め事務量の圧縮に努める。</p> <p>2 東京学生寮の建て替えの可能性について検討を行い方針を決定する。建て替えを実施する場合には、長期的な計画を策定するとともに応急的な修繕により対応することとし、建て替えを行わない場合にあつては、現学生寮の継続利用を前提とした修繕計画を策定する。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 事業の継続発展 (法人)	●継続実施				
	2 東京学生寮の修繕等 (県・法人)	→ 検討	●方針決定			
備考						

No. 5	(財) 栃木県消防協会	所管課	県民生活部消防防災課			
委員会報告書	<p>【経営の効率化等】</p> <p>○ 自主財源の確保、コスト削減などにより一層の経営効率化を図ること。なお、消防団が地域コミュニティに果たしている役割に鑑み、新規団員獲得に向けて一層努力すること。</p>					
議会提言	<p>【存続】</p> <p>○ 県の見直し基本方針に沿った対応を進める。</p> <p>○ 民間で管理可能な防災館の指定管理者については、この業務からの撤退を検討するとともに、会費制の導入等により、将来的には自立した運営を目指すべきである。</p>					
対応方針	<p>1 消防協会で行う事業は収益性のあるものではないため、県、市町村等の補助金や負担金に大きく依存している状況ではあるが、(財)日本消防協会の補助事業の活用を図るなど、財源の確保に努力していくとともに、事業の見直しを推進し、コストの削減に努め、経営の効率化を図っていく。</p> <p>更に、広く賛助会員としての会費制の導入や寄附を積極的に働きかける等、財源の確保について随時検討を進め、可能なものから実施していく。</p> <p>2 消防団員確保の方策としては、団員募集の広報の時期、方法等について工夫していく他、確保策の情報共有化を図るため、団員等による意見交換を行っていく。</p> <p>また、消防大会において実施している団員確保に関するアンケート結果を市町にフィードバックし、市町における活動を支援するとともに、女性消防団員のいない市町に対して、女性消防団員の採用を働きかけていく。</p> <p>3 防災館の指定管理業務については、次期指定期間（H24～）の公募時までに検討を行う。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 経営の効率化、財源確保（法人）	●継続実施 ●可能なものから実施				
	2 新規団員獲得（法人）	●継続実施				
	3 指定管理業務の検討（県）	検討調整	→ ●公募			
備考						

No. 6	(財)とちぎ生涯学習文化財団	所管課	県民生活部県民文化課			
委員 会 報 告 書	<p>【組織体制及び事業の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 埋蔵文化財センターについて、将来的な業務量の減少を踏まえ、計画的に組織体制を縮小すること。 ○ 生涯学習事業については、県、市町との役割分担を明らかにすること。 ○ 県の文化振興施策における、当法人の位置づけ、県との役割分担を明らかにすること。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。 					
議 会 提 言	<p>【統合】(財)とちぎ青少年こども財団とともに再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習振興事業(県民カレッジ)は事業を縮小しても中止することなく実施していく必要がある。 ○ 埋蔵文化財センターの業務量(開発に伴う発掘等)の減少などを踏まえて、県立博物館の運営も視野に管理運営方針を見直す。 ○ しもつけ風土記の丘資料館については、なす風土記の丘資料館の管理方法も踏まえて検討する。 ○ 財団は廃止し、生涯学習、文化振興事業と総合文化センターの管理機能にして、その上で、(財)とちぎ青少年こども財団と再編する。 					
対 応 方 針	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習振興事業(県民カレッジ)については、財団や市町村等による自主講座の連携を図り、学習機会の提供と学んだ成果を地域社会で生かすことができるよう努める。 2 埋蔵文化財センタープロパー職員の処遇等の課題を踏まえ、県立博物館の一部機能と県埋蔵文化財センター機能の統合及び指定管理者制度の導入について、必要性、費用対効果等を検討する。 3 風土記の丘資料館については、県埋蔵文化財センターの管理運営方針の見直しにあわせてあり方を検討する。 4 (財)とちぎ青少年こども財団との再編については、平成23年度の統合を目指し、財団統合後も引き続き、公益法人認定等の課題に関する検討を行う。 また、統合の検討と併せ、県派遣職員の縮減を検討する。 					
ス ケ ジ ユ ー ル	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 とちぎ県民カレッジ事業(県)	●継続実施				
	2 埋蔵文化財センターの管理運営方針の見直し(県)	→	→			
	3 風土記の丘資料館の管理検討(県)	→	→			
	4 とちぎ青少年こども財団との再編、県派遣職員縮減(県・法人)	→	●統合			
備 考	<p>○県の文化振興施策における当財団の位置づけ 平成21年2月に策定した「栃木県文化振興基本計画」において位置付けを明記</p>					

No. 7	(財)とちぎ男女共同参画財団	所管課	県民生活部青少年男女共同参画課			
委員会報告書	<p>【組織体制の見直し等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県派遣職員中心の法人運営の解消に向けて、隣接地に移転整備が検討されている女性自立支援センター（仮称）との役割を整理し、委託事業の県直営化も含め組織体制を見直すこと。 ○ パルティの館管理について、女性自立支援センター（仮称）との一体的管理を検討すること。 					
議会提言	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財団は男女共同参画の主体的な支援として各種事業を行っており、男女共同参画にかかる支援や女性の社会参加支援に県の果たすべき役割も大きいと認識する。 ○ 県職員依存の人的体制による運営については課題である。 ○ 事業展開は自主事業や受益者負担による財源確保を図るべきである。 ○ 男女共同参画センターの業務は、新たに設置される女性自立支援センター（県直営の方針）と併せて、DV支援の機能の整理を含めて検討する。 ○ 男女共同参画センターの施設管理は、指定管理者・県直営を含め、効率的な方法で行う。 					
対応方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 県職員依存の運営については、平成23年度にオープンする女性自立支援センター（仮称）との機能整理（DV支援機能の一元化を含む。）に併せ、県職員派遣の計画的な削減や委託事業の県直営化を含めた組織体制の見直しを行う。 2 上記1とともに、財団によるパルティの施設管理業務は、新たに設置される女性自立支援センター（仮称）の施設管理業務との機能整理を含め、効率的な管理方法を検討する。 3 自主事業や受益者負担による財源確保については、財団事業の趣旨に配慮しながら、引き続き努力していく。 					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 県職員依存の組織体制見直し、機能整理(県・法人)	→ 検討	●実施			
	2 施設管理方法検討（県）	→ 検討	●実施			
	3 財源確保(法人)	●継続実施				
備考						

No. 8	(財)とちぎ青少年こども財団	所管課	県民生活部青少年男女共同参画課			
委員会報告書	<p>【青少年関連事業の充実・強化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年健全育成事業の充実・強化に努めること。また、青少年関連施策を推進するに当たっては、関係する育成団体や法人等との連携のもと、コーディネート機能を強化し、リーダーシップの発揮に努めること。 ○ 今後の公益法人認定の動向も見据え、現在行っている事業の見直しを実施すること。特に指定管理者業務については、撤退も視野に入れ見直しを進めること。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。 					
議会提言	<p>【統合】(財)とちぎ生涯学習文化財団とともに再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県関係職員（OBや派遣）への依存度が高い状態にあり、指定管理者の受託（とちぎ青少年センター、わくわくグランディ科学ランド、なす高原自然の家、とちぎ海浜自然の家）については、管理運営について各々個別化を図る方向で見直す。 ○ 財団は廃止し、財団が行う事業については、(財)とちぎ生涯学習文化財団と再編して対応する。 					
対応方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 (財)とちぎ生涯学習文化財団との再編については、平成23年度の統合を目指し、財団統合後も引き続き、公益法人認定等の課題に関する検討を行う。 2 各青少年育成市町村民会議等の関係団体との連携強化を図り、積極的に青少年健全育成事業を実施するとともに、事業の充実・強化に努める。 3 指定管理施設の管理運営については、職員派遣を前提とした施設管理のあり方の見直し等について検討する。 					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 とちぎ生涯学習文化財団との再編（県・法人）	→ 検討・調整	●統合			
	2 青少年健全育成事業の充実・強化等（県・法人）	●継続実施				
	3 指定管理業務の見直し（県）	検討		→ ●方針決定		
備考						

No. 9	(財) 栃木県国際交流協会	所管課	産業労働観光部国際課			
委員会報告書	<p>【定住外国人対策の充実等】</p> <p>○ 今後ますます需要が増えると予想される、定住外国人向けの相談事業等を充実すること。 また、上記事業検討にあたっては、自主財源の確保や現在行っている事業のスクラップなど、新たな財政負担を増やさない方策を構ずること。</p>					
議会提言	<p>【存続】</p> <p>○ 協会と県国際課との業務上の機能分担を明確にして、県の直轄業務を再構成すべきである。</p> <p>○ 協会の機能として外国人の生活支援や就職支援などを強化し、自主財源として、会員からの会費徴収や有料講座の開催に努め、今後さらに効率的運営を図る。</p>					
対応方針	<p>1 県業務との機能分担の明確化については、平成22年度に、協会及び県国際課のあり方を整理し、業務の再編成を行う。 また、協会に求められる機能が、設立当初の海外移住者援護や国際交流促進から、在県外国人支援や多文化共生推進へシフトしてきていることから、平成22年度に、新公益法人の定款を作成する中で現状にあったものとする。</p> <p>2 協会は、在県外国人に最も身近な存在である市町国際交流協会との連携を深め、民間交流団体・ボランティアとの協働など幅広い方法により、外国人支援体制の強化を図る。</p> <p>3 また、協会プロパー職員の個々の能力や専門性を活かした自主事業を展開し、賛助会員の加入促進や県以外の団体等の補助事業の活用等により財源確保に努め、効率的な運営を図っていく。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 県業務との機能分担の明確化 (県・法人)	調整	●実施			
	2 外国人支援体制の強化 (法人)	●継続実施				
	3 自主財源の確保等 (法人)	●継続実施				
備考						

No. 10	(財) 栃木県環境保全公社	所管課	環境森林部廃棄物対策課			
委員会報告書	<p>【設立目的の達成等】</p> <p>○ 当公社は、産業廃棄物処理の推進等を目的に設立されたが、未だ処理施設の整備に至っていない。同施設の整備は、本県にとって喫緊の課題であるので、引き続き設立目的の達成に向けて取り組むこと。</p> <p>○ 廃棄物処理の推進に向けて、普及啓発や調査研究にも一層取り組むこと。</p>					
議会提言	<p>【廃止】</p> <p>○ 啓発や情報提供事業だけなら存在意義は疑問で、馬頭処分場の完成をまって、県全体の廃棄物処分場の必要性を精査したうえで業務を検証し、必要がなければ廃止する。</p>					
対応方針	<p>1 公社の存廃については、馬頭最終処分場の完成をまって次の事項等につき検証し、存廃を含めた組織のあり方を検討する。 (検証事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の必要性 ・民間事業者による管理型産業廃棄物最終処分場の設置動向など <p>2 公社の事業については、引き続き廃棄物処理に関する普及啓発や調査研究、廃棄物処理施設等周辺整備事業など公共性のある事業を実施するとともに、馬頭最終処分場整備に対しては、蓄積したノウハウ等を提供するなど、専門機関として支援していく。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 馬頭処分場完成後の業務検証 (県)	(馬頭処分場の完成をまって検証)				
	2 公社事業の実施 (法人)	●継続実施				
備考						

No. 11	(福)とちぎ健康福祉協会	所管課	保健福祉部保健福祉課			
委員会報告書	<p>【県関与の縮小等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主たる業務である社会福祉施設の管理運営については、県関与を縮小し、法人の自主的自立的な運営とすること。 ○ 高齢者関連事業の内、市町事業と競合する事業については廃止すること。また、当該事業については、効率性の観点から、社会福祉協議会において実施している類似事業との事業統合を目指すこと。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。 					
議会提言	<p>【自立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○ わかくさ（母子生活支援施設）と新たに設置される女性自立支援センターは、各々の役割と意義を明確にして、運営にあたるべきである。 ○ 基本計画を立て人員削減、給与水準の適正化に取り組んでいるところであり、引き続き、自立運営に向けた対応が必要である。 ○ 自立の方針で対処する。 					
対応方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 協会の自立運営については、協会自ら「とちぎ健康福祉協会基本計画」を平成20年3月に定め、民間社会福祉法人として自立経営の確立に向けた効果的・効率的な組織運営に努めているところであり、引き続きその取組を促進していく。なお、主たる業務である社会福祉施設の管理運営については、設立の経緯や果たすべき役割等を念頭に置きながら助言や指導など必要な支援を図る。 2 県の委託事業として実施している「高齢者相談センター」業務は、平成23年度末に廃止する。 3 母子生活支援施設「わかくさ」と「女性自立支援センター（仮称）」は役割分担を明確化の上、連携を図っていく。 4 県職員の派遣については、計画的に縮減していく。 					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 自立運営、県関与縮小 (県・法人)	●継続実施				
	2 高齢者相談事業 (県・法人)			●廃止		
	3 「わかくさ」の運営 (県・法人)	●継続実施				
	4 県派遣職員縮減 (県・法人)	●継続実施				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県から管理運営を受託していた2社会福祉施設については、平成18年3月末に譲渡を受け、従来から所有していた社会福祉施設と合わせ、全て自己所有の施設として自主的自立的な管理運営を行っている。 ○ 社会福祉協議会が管理している福祉機器展示事業をとちぎ健康福祉協会の介護機器展示事業に統合（平21年4月～） ○ 「高齢者総合相談センター」業務のうち一般相談は、平成21年度末に廃止。 					

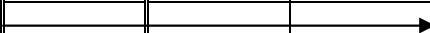
No. 12	(福) 栃木県社会福祉協議会	所管課	保健福祉部医事厚生課			
委員会報告書	<p>【事業の見直し】</p> <p>○ 高齢者関連事業については、事業効果、事業の効率執行の観点から、とちぎ健康福祉協会において実施している類似事業との事業統合を目指すこと。</p>					
議会提言	<p>【存続】</p> <p>○ 福祉関連業務での事業展開は過大傾向にある。福祉のすきまは埋まりつつあり、福祉全体を丸抱えする観点を変え、業務や機能の具体的な精選化を進める必要がある。 例：各種研修からの撤退または受益者負担の導入（ボランティア支援や民生委員関連、人材育成も同様）、市町への事業移譲など</p> <p>○ 貸付事業に評価制度の導入を図る。</p> <p>○ 他法人との統合は困難と理解する。存続を前提に基本方針に沿った対応を具体的に進める。</p>					
対応方針	<p>1 福祉関係業務については、県社協と関係機関との間で十分に協議・調整を行い、業務の精選化に努める。</p> <p>2 現行の生活福祉資金貸付制度において、貸付申請時に民生委員による調査や自立支援計画を作成する等、償還見込みについて審査を実施しているところであるが、低所得階層の防貧と自立更生の促進という制度の趣旨に沿って適切に運用されるよう評価、検証を実施していく。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
備考	<p>○ 社会福祉協議会が管理している福祉機器展示事業をとちぎ健康福祉協会の介護機器展示事業に統合（平21年4月～）</p>					

No. 13	(財) 栃木県保健衛生事業団	所管課	保健福祉部健康増進課			
委員会報告書	<p>【県関与の縮小等】</p> <p>○ 公益活動等について一層の充実を図りつつ、公益法人として自立的運営を進め、県の関与を縮小すること。</p>					
議会提言	<p>【自立】(財) 栃木県臓器移植推進協会を統合</p> <p>○ 県の見直し基本方針に沿った対応を進める。</p> <p>○ 民間や他法人の参入も見られる業務が増大する傾向にあるため、競争性を高めた上で、体質強化を図りながら自立運営する。</p> <p>○ 栃木県臓器移植推進協会を統合し、その機能を存続する。</p>					
対応方針	<p>1 引き続き県関与の縮小を進め、自立運営を目指すとともに、公益活動についても、(財) 日本対がん協会県支部や(財) 結核予防会県支部等として、予防思想の普及活動や募金活動など、その一層の充実を図る。</p> <p>2 臓器移植推進協会との統合については、課題を整理しながら検討を進める。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
1	県関与の縮小、自立運営 (県・法人)	●継続実施				
2	臓器移植推進協会の統合 (県・法人)	検討・協議	→	(協議成立後統合)		
備考	○ 県職員派遣は平成20年度で終了し、補助金は平成18年度で終了					

No. 14	(財) 栃木県臓器移植推進協会	所管課	保健福祉部健康増進課			
委員会報告書	<p>【統合】</p> <p>○ 臓器移植の推進についての効果的な啓発及び組織体制の強化の観点から、相乗効果が期待できる、他法人で行われている業務との連携を強化し、統合に向けて努力すること。</p>					
議会提言	<p>【統合】 (財) 栃木県保健衛生事業団</p> <p>○ 県の見直し基本方針に沿った対応を進める。</p> <p>○ 臓器移植関連事業の意義は大きく、一層の取組が必要と理解するが、零細・単独での事業展開よりも、他組織との統合による新展開での事業効果に期待する。</p> <p>○ 栃木県保健衛生事業団に統合する。</p>					
対応方針	<p>1 臓器移植を推進するためには、県民の理解を深めることはもとより、医師の理解、協力の下、医療機関における臓器移植医療の体制を構築することが重要である。特に、平成22年7月に改正臓器移植法が全面施行され、15歳未満の者の脳死後の臓器提供が可能になるなど、ますます臓器移植医療の体制整備が重要課題となってきている。</p> <p>このため、上記課題の解決に向けて、(財) 栃木県保健衛生事業団との統合を含め、相乗効果が期待できる運営形態の検討と関連団体の理解に向けた協議を進める。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 保健衛生事業団への統合 (県・法人)	検討・協議	→ (協議成立後統合)			

No. 15	(財) 栃木県産業振興センター	所管課	産業労働観光部産業政策課			
委員会報告書	<p>【中長期的な統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保有する基金の適切な運用をはじめ、企業ニーズを踏まえた事業展開を進め、自主財源の確保に努めること。 ○ 中長期的に（株）とちぎ産業交流センターの業務を引き継ぎ、特に起業支援業務については計画的な一元化を図ること。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。 					
議会提言	<p>【存続】(株)栃木県産業交流センターを取り込む</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ センター利用者側の意見や要望が、業務や事業計画により反映しやすいシステムを構築する必要がある。 ○ 機能の拡大・細分化が進み、他法人との間に重複も懸念される。（人材育成・交流促進と研究開発・起業家支援の機能でとちぎ産業交流センターとは近似の関係にある。） ○ 新産業創出・人材育成の観点で、とちぎ産業交流センターの機能を取り込み、経営体質の強化を図る必要がある。 					
対応方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 基金の運用については、順次定期性預金から国債等の債権にシフトしてきており、引き続き安全確実で効率的な方法で運用していく。また、魅力ある事業の提供や会員へのサービスの充実により会員数の拡大を図るとともに、研修などの自主事業の実施により自主財源の確保に努める。 2 県職員の派遣については、プロパー職員の育成を図りながら見直しを図るとともに、公益法人認定に向けた事業見直しの中で、適切な人員計画等について検討する。 3 利用者の意見等が反映しやすいシステムの構築については、利用者からの相談内容や研修時のアンケート等から利用者の要望等を的確に把握し、利用者のニーズを踏まえた事業が適切に提供できるよう取り組んでいく。 4 とちぎ産業交流センターの機能の取り込みについては、とちぎ産業交流センターの各出資者の理解を得ることが必要であること、また、栃木県産業振興センターによる施設の取得や同事業の継続には新たな財源の確保が必要であることから、これらの課題の検討及び関係者との調整を進め、実現を図る。 					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 自主財源の確保（法人）	●継続実施				
	2 県職員派遣の縮減（県・法人）	●検討・実施				
	3 利用者意見の反映（法人）	●実施				
	4 とちぎ産業交流センターの統合（県・法人）	調整	検討・実施	→（公益認定を踏まえ機能取込）		
備考						

No. 16	(株)とちぎ産業交流センター	所管課	産業労働観光部産業政策課			
委員会報告書	<p>【中長期的な統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面、効率的な経営を行い単年度黒字化を目指し、累積債務の縮減に努めること。 ○ 中長期的には、展開している業務の全てを産業振興センターに移管することが望ましいため、最も効果的な解散時期について、検討すること。 					
議会提言	<p>【廃止】機能・資産を(財)栃木県産業振興センターへ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官交流事業の一層の展開を図る必要がある。 ○ 貸事務室の利用促進による研究支援・創業支援を拡充する必要がある。 ○ 栃木県産業振興センターとの間には、事業展開で重複がみられ、研究起業家支援、産学官交流促進などに対応する観点で整理する必要がある。(職員が兼務しており、場所も隣接・事務室貸借関係) ○ (株)とちぎ産業交流センターは廃止し、機能・資産については(財)栃木県産業振興センターに引き継ぐ。 					
対応方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 産学官交流事業の展開については、栃木県産業振興センター事業へ統合・整理し、事業内容の充実を図っていく。 2 貸事務室の利用促進については、一層のPRに努めるとともに、利用可能期間・料金等について検討を行い利用しやすい環境の整備を図っていく。また、さらなる経営改善を進め債務の縮減に努める。 3 とちぎ産業交流センターの解散及び栃木県産業振興センターへの機能等の引継ぎについては、とちぎ産業交流センターの各出資者の理解を得ることが必要であること、また、栃木県産業振興センターによる施設の取得や同事業の継続には新たな財源の確保が必要であることから、これらの課題の検討及び関係者との調整を進め、実現を図る。 					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 産学官交流事業の展開 (県・法人)	検討 → ●実施				
	2 貸事務室の利用促進・経営改善 (法人)	検討 → ●実施				
	3 栃木県産業振興センターへの 統合(県・法人)	調整 →	検討・実施	→	(公益認定を踏まえ機能引継)	
備考						

No. 17	(財) 栃木県大谷地域整備公社	所管課	産業労働観光部工業振興課			
委員会報告書	<p>【安全対策の推進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 採取場跡地については、抜本的な解決に向け、埋め戻しを含めた安全対策が早期に講じられるよう、関係機関との緊密な連携確保、協議調整、住民への普及啓発や調査研究などの安全対策の総合的な推進に一層努めること。 ○ 観測システムのコストを検証し、削減に努めるなど、法人のランニングコストの削減を図り、効率的な経営に努めること。 					
議会提言	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設立から約20年が経過しているが、問題に対する打開策が見い出せていないため、検討の終期を区切った形での関係者間による、県関与の方針提示も含めた具体的な検討を早急に進めるべきである。 ○ 3年を目途に解決に向けた道筋を立てることとし、地域に必要な措置が講じられなければ公社を廃止する。 					
対応方針	<p>1 大谷問題に対する抜本的対策については、3年を目途に、県と宇都宮市が主体となって関係者による検討を進める。</p> <p>上記の検討と併せ、国及び市との役割分担や、公社の役割をどう位置付けるかなどについて、様々な観点から課題を整理、検討の上、関係団体と調整を図っていく。</p> <p>さらに、実効性を伴った抜本対策の実現のため、地元自治会の意向及び複雑に絡み合った地元関係者の利害関係などを十分勘案した上で、調整を図っていく。</p> <p>2 新たな抜本対策の方針が決定されても、成果が出るまでには相当の期間が見込まれるため、大谷石採取場跡地観測システムの管理・運営については、当面公社が実施していく必要がある。</p> <p>観測システムの管理・運営事業費については、国土交通省の積算基準等を参考に、必要最小限の積算を行っているところであるが、引き続きランニングコストの削減を図ることにより、より効率的な経営に努めていく。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 抜本対策の検討（県・法人）					
	2 ランニングコストの削減 (法人)	●継続実施		(地元関係者等との調整)		
備考						

No. 19	(社)栃木県観光物産協会	所管課	産業労働観光部観光交流課			
委員会報告書	<p>【統合】</p> <p>○ 観光振興業務の充実・強化のための、組織体制の強化、情報の共有化の観点から、他法人で行われている業務との相乗効果が期待できるものについては、連携を強化し、統合すること。</p>					
議会提言	<p>【統合】観光物産協会、マーケティング協会</p> <p>○ 県産品の振興には、農商工の連携及び一体的な取組が必要である。(マーケティング協会との統合)</p> <p>○ 物産と観光の両面で、本県ブランド戦略の一翼を担う体制の整備が必要である。</p> <p>○ 体験型旅行は幅広く支持されており、その観点で農業体験など農業部門との連携構築を図る必要がある。</p> <p>○ 市町の観光部門との連携を図る必要がある。</p>					
対応方針	<p>1 農商工の連携及び一体的な取り組みについては、農政部、関係団体と調整を図りながら、観光と一体となった事業展開や県産品の振興の観点から、あり方について検討する。</p> <p>2 観光協会と県産品振興協会の統合の効果を最大限に生かすため、観光情報発信機能の充実や県産品のブランド化、販路拡大に取り組む。</p> <p>3 農業体験など農業部門との連携構築については、農業体験を組入れたグリーンツーリズムや「とちぎ食の回廊づくり推進事業」などと連携し、県内各地の魅力を活かした観光の振興に努める。</p> <p>4 市町の観光部門との連携については、各市町観光協会とともに、県内各地の観光情報発信等を行っているところであるが、今後もより一層市町との連携を深め、観光の振興に努める。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 とちぎマーケティング協会との統合(県・法人)					
	2 ブランド戦略の体制整備(法人)	●継続実施				
	3 農業部門との連携(県・法人)	●継続実施				
	4 市町観光部門との連携(県・法人)	●継続実施				
備考	○ 平成21年10月に(財)とちぎ県産品振興協会と(社)栃木県観光協会が合併して(社)栃木県観光物産協会となった。					

No. 20	(財)栃木県農業振興公社	所管課	農政部農政課			
委員 会 報 告 書	<p>【経営の効率化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食と農の理解促進を図るための組織体制や戦略について明らかにすること。 ○ 研修事業の有料化、なかがわ水遊園、花センターの入場者確保対策の強化等による自主財源の確保を行い経営の安定化を図ること。 					
議 会 提 言	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なかがわ水遊園と水産試験場を一体で管理する可能性を検討すべきである。 ○ 事業は展開が過大で、かつ県事業の下請的な様相もみられることから、とちぎ花センターやなかがわ水遊園に係る指定管理者の受託についての妥当性などの検討も含め、精査をするべきである。 					
対 応 方 針	<ol style="list-style-type: none"> 1 食と農の理解促進については、公社は「とちぎ食育応援団」活動促進事業などを実施しているところであるが、今後も関係機関・団体との連携を強化し、食と農の理解促進に努めていく。 2 研修事業等の有料化については、公社が新たな事業を実施する際に有料化を検討していく。 また、なかがわ水遊園、花センターの入場者確保対策については、事業内容の見直し検討を行い、質の向上を目指すとともに、広報範囲の拡大等により広報活動を充実することにより、強化を図っていく。 3 なかがわ水遊園と水産試験場の一体管理については、両施設の効率的な管理方法をあらゆる視点から検討する。 4 事業の精査については、事業の見直しや公社経営の効率化等の検討調整を平成22年度に行い、段階的に実施する。 					
ス ケ ジ ュ ー ル	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 食と農の理解促進（法人）	●継続実施				
	2 経営安定化（法人）	●継続実施				
	3 なかがわ水遊園と水産試験場の一体管理検討（県・法人）	検討	→			
	4 事業の精査（県・法人）	検討・調整	→ (段階的に実施)			
備 考						

No. 21	(社)とちぎ農産物マーケティング協会	所管課	農政部経済流通課			
委員会報告書	<p>【業務の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産振興対策事業についての県との役割分担を明らかにすること。 ○ 観光、県産品振興も含めたコンサルティング機能を充実・強化すること。 					
議会提言	<p>【統合】(社)栃木県観光協会、(財)とちぎ県産品振興協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協会の業務は農畜産物中心の生産部門支援に重点が置かれる中で、機能を流通販路拡大部門に特化する方向で検討すべきである。 ○ 特化した流通販路拡大部門については、(社)栃木県観光協会と(財)とちぎ県産品振興協会が統合した新団体「社団法人栃木県観光物産協会」と統合する。 ○ 残された機能については、JA等の農業生産団体または栃木県農業振興公社への移管を検討する。 					
対応方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 売れる農産物づくりや県産農産物の販路拡大等に係る協会機能について、協会及び構成団体であるJA等と検討・協議を進め、見直しを図る。 2 上記とあわせて、協会組織のあり方についても検討・協議を行い、見直しを図る。 					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	<ol style="list-style-type: none"> 1 協会機能のあり方検討 (県・法人) 2 協会組織のあり方検討 (県・法人) 	農業団体等と 検討・協議	調整・実施			
備考						

No. 22	(社)栃木県畜産協会	所管課	農政部畜産振興課			
委員会報告書	<p>【経営の効率化等】</p> <p>○ 自主財源の確保策を検討するとともに、より一層のコスト削減を行い、経営の安定化に努めること。</p>					
議会提言	<p>【存続】</p> <p>○ 県の見直し基本方針に沿った対応とする。</p> <p>○ なお、引き続き、農業振興公社の畜産関係基盤整備事業などとの関連も含め、経営支援機能面での統合も検討する。</p> <p>○ また、経営安定を見通し、自立も視野に入れることとし、畜産をめぐる状況等に変化がある場合は再度検討する。</p>					
対応方針	<p>1 経営支援事業など各種事業を着実に推進するとともに、自主財源の確保等による財政基盤の強化、人材育成、事務事業の効率化などを進める。</p> <p>2 畜産関係基盤整備事業の統合については、農業振興公社の意見等を踏まえる必要があり、同公社と協議し課題等を精査した上で、実施の是非を検討する。</p> <p>3 経営支援機能面での統合については、関係する団体との役割分担や効果的な手法について調整を行い、具体的な対応策を策定し実施する。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 自主財源の確保・コスト削減 (法人)	●継続実施				
	2 農業振興公社畜産関係事業の 移管検討(県・法人)	→ 検討				
	3 経営支援機能面の統合検討 (県・法人)	→ 調整	→ 具体策の策定	→ (段階的に実施)		
備考						

No. 23	(社) 栃木県治山林道協会	所管課	環境森林部森林整備課			
委員会報告書	<p>【随意契約の解消等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 随意契約で行われている森林コンサルティング業務等については、課題を整理した上で、随意契約の解消に向けて見直しを進めること。また、今後の公益法人認定の動向も見据え、民営化も視野に入れ、当協会のあり方を見直すこと。 ○ 今後予想される業務量の減少を踏まえ、組織体制の縮小を図ること。 					
議会提言	<p>【廃止】 (財) 栃木県森林整備公社、(社) 栃木県緑化推進委員会とともに再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業量の減少による受託収入の減少や民間事業者の成長等を踏まえ、次の団体間で再編する。 →(社) 栃木県緑化推進委員会、(財) 栃木県森林整備公社、(社) 栃木県治山林道協会 ○ 協会の機能中、測量設計部門は、(財) 栃木県建設総合技術センターに統合する。 					
対応方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託業務の見直しについては、協会との随意契約解消に向けて、民間事業者の技術力等に配慮しながら段階的に指名競争入札を拡大し、平成23年度以降は全て指名競争入札とする。 2 測量設計等のコンサルタント業務については、業務量の縮小や入札制度の改革により業務として維持していくことは困難であることから、業務を廃止し、プロパー職員の再就職支援を実施した上で、再編対象団体との再編を進める。 					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
1 委託業務の見直し (県)	→ 実施		● 随意契約解消			
2 緑化推進委員会、森林整備公社との再編 (県・法人)	→ 調整		→ 実施 ● 再編			
備考						

No. 24	(社)栃木県緑化推進委員会	所管課	環境森林部地球温暖化対策課			
委員会報告書	<p>【統合等検討】</p> <p>○ 緑の募金事業に影響を与える特定公益増進法人の認定基準の見直しが明らかになった段階で、他法人との統合等を検討すること。</p>					
議会提言	<p>【廃止】 (社)栃木県治山林道協会、(財)栃木県森林整備公社とともに再編</p> <p>○ 緑化推進組織の一層の充実策を具体的に講ずる必要があり、また事業展開に係る市町関与のあり方も検討が必要である。</p> <p>○ 森づくり県民税を徴収する中での募金活動は、実質的な二重行政の可能性もあり、緑の基金目標額（5億円）達成後は基金造成の中止が必要である。</p> <p>○ 市町組織の整備や緑の募金活動による、緑化本来の取組を求める。(業務改善)</p> <p>○ 統合については、緑化推進委員会を軸にして、次の団体間で再編する。 →(社)栃木県緑化推進委員会、(財)栃木県森林整備公社、(社)栃木県治山林道協会</p>					
対応方針	<p>1 緑化組織や活動のあり方については、家庭募金を拡大し市町緑化を充実させるため、引き続き当法人と県が協力して未設置市町を訪問し、市町緑推の設置を進めるとともに、安定的な財源の確保のため、企業等を訪問して会員数を拡大し、会費収入の拡大を図っていく。</p> <p>2 緑の基金の造成については、目標達成後に、緑化事業の成果を検証し、金利等を勘案しながら検討していく。 また、「森づくり県民税（森林の整備による公益的機能の維持・増進）」は、10年間の時限的なものであることから、「緑の募金事業（地域緑化の推進）」との役割分担を明確にしながら、「とちぎ環境立県戦略」の取り組みを推進していく。</p> <p>3 他の団体との再編については、新公益法人の認定を考慮しながら、緑化推進委員会を軸に再編を進める。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 緑化推進組織の充実 (県・法人)	●継続実施				
	2 緑の基金造成中止 (県・法人)	(基金目標額達成後に検討)				
	3 治山林道協会、森林整備公社との再編 (県・法人)	調整	→	●再編		
備考						

No. 25	(財)栃木県森林整備公社	所管課	環境森林部森林整備課			
委員会報告書	<p>【新規分収林契約の中止等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 分収造林事業の新規契約については中止すること。 ○ 現在契約中の分収造林契約については、早期の契約解除について県営林事業と併せて検討すること。 ○ 当公社の主たる事業が分収造林事業であることに鑑み、今後の法人のあり方について抜本的な見直しを行い、早期に結論を出すこと。 					
議会提言	<p>【廃止】(社)栃木県緑化推進委員会、(社)栃木県治山林道協会とともに再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公社は分収林契約の早期解除業務に特化し、債務処理を行い、その後廃止する。 ○ 分収林事業以外の機能（森林整備事業、林業労働力確保支援センター事業）については、県の直接執行および他法人との統合で対処する。 ○ 統合については、次の団体間で再編する。 → (社)栃木県緑化推進委員会、(財)栃木県森林整備公社、(社)栃木県治山林道協会 					
対応方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 分収林事業については、県営林事業に統合し、一元的管理による効率的な運営を確保しながら、契約解除後の公益的機能の確保策を検討し、収益性等を勘案の上、早期契約解除を進める。 2 公社については、第三セクター等改革推進債の活用等により既往債務を処理し、分収林の県営林一元化に併せて、早期に廃止する。 3 分収林事業以外の機能については、再編法人の目的・役割等を十分に検討の上、それに適合する事業についての移管等を進める。 					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 分収林事業の一元化、早期契約解除（県・法人）	検討	協議・調整		●一元化（早期契約解除）	
	2 公社の債務の処理、廃止（県・法人）	検討	協議・調整		●債務処理・廃止	
	3 分収林事業以外の移管、緑化推進委員会、治山林道協会との再編（県・法人）	検討・調整		●移管・再編		
備考	○分収林事業の新規契約は平成19年度から中止。					

No. 26	(株)日光自然博物館	所管課	環境森林部自然環境課			
委員会報告書	<p>【経営の効率化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入館者の確保及び観覧料以外の収入増による経営基盤の強化に努めること。 					
議会提言	<p>【自立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の見直し基本方針に沿った対応を進める。 ○ 株式会社としての利点を活かした効率的な運営を進めるとともに、自立運営する。 					
対応方針	<p>1 経営の効率化を図るため、法人自らが策定した経営5ヵ年計画（H21年度～H25年度）を推進するとともに、引き続き地元機関等との共催事業の実施など地域と連携した誘客活動や、新たな収入増に繋がる事業展開などにより、自立運営を目指して経営基盤の強化を図る。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 経営効率化（法人）	●継続実施				
備考						

No. 27	(財)栃木県建設総合技術センター	所管課	県土整備部技術管理課			
委員会報告書	<p>【事業の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務委託で行われている、下水処理施設の管理運営について、指定管理者制度や包括的民間委託制度など、効率的な方式を導入すること。 ○ 随意契約で行われている設計積算業務については、課題を整理した上で、その見直しを進めること。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。 					
議会提言	<p>【自立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託業務のうち、収益の柱である工務業務については、競争性を高めるとともに、将来的には自立運営を図るべきである。 ○ 職員の削減を進めるとともに、透明性を確保する観点から、平成22年度を目途に随意契約の見直し等を図る。 ○ 下水道管理については、包括的民間委託制度の導入を検討する。 ○ 栃木県治山林道協会の機能の内、測量設計部門を統合する。 ○ 県・市町村事業の補完の役割を担うとするセンターの役割を精査し、機能の整理を検討する。 					
対応方針	<p>1 センターの担うべき役割については、県・市町の要望や需要を踏まえ整理検討するとともに、自立運営の基盤となる工務業務についてもあり方を検討する。 上記の検討を踏まえ、事業量に見合った職員体制に見直し、県職員の派遣を段階的に縮小するとともに、プロパー職員の資質向上を図り、将来的な自立運営を目指す。</p> <p>2 随意契約の見直しについては、県・市町の補完的機能の確保に配慮しつつ、県が委託している積算業務を段階的に縮小する。なお、積算業務の委託については、守秘性・公正性の確保等について引き続き検討する。</p> <p>3 下水道管理の包括的民間委託については、平成22年度から試行的に導入したところであり、この結果を総合的に検証した上で、適用施設の順次拡大について検討する。</p> <p>4 栃木県治山林道協会の測量設計部門については、治山林道工事の測量設計業務が民間に移行する中で、センターに統合することは困難であるが、協会職員の受け入れについては、センターのあり方や今後の事業量を踏まえて検討する。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 センターの役割精査、職員体制の見直し（県・法人）		検討・調整	→		
	2 随意契約の見直し（県）	→ 検討・調整	(段階的縮小)			
	3 下水道管理包括的民間委託の導入（県）	●試行的導入	検証	→	(順次拡大)	
	4 治山林道協会測量設計部門の統合（県・法人）	検	討	→		
備考						

No. 28	(財) 栃木県民公園福祉協会	所管課	県土整備部都市整備課			
委員会報告書	<p>【組織の縮小等】</p> <p>○ 主たる業務の公園管理については、民間事業者との競合関係にあることから、国の重要文化財の指定を受けている旧日光田母沢御用邸のある日光田母沢御用邸記念公園を除き、指定管理者業務から計画的に撤退し、段階的な組織の縮小を図ること。</p>					
議会提言	<p>【存続】</p> <p>○ 将来展望に基づいた計画的な職員数の適正化を図るべきである。</p> <p>○ 自己所有のとちのきファミリーランドやプール等の施設については、維持管理経費と県民の需要や利便性も考慮しながら、そのあり方を早急に検討する。</p> <p>○ 当面は存続であるが、上記項目が整理された後に、公園管理に特化した対応策、教育文化スポーツ施設やレク施設等を含めた幅広い対応策、さらには造園業界の特長を生かしたコンソーシアム結成等の検討を進めるべきである。</p>					
対応方針	<p>1 職員数については、協会所有施設と効果的な連携が図れる公園等の管理受託を基本とし、これを管理するために必要な職員数まで、計画的な削減を進める。</p> <p>2 協会の自己所有施設については、協会自ら修繕に係る財源の確保に努め、維持できる範囲で運営を継続する。</p> <p>3 公園管理への特化、教育文化スポーツ施設等への対応、コンソーシアム結成等については、指定管理者の応募がないといった状況等にも適切に対応できるよう、協会の規模等を考慮したコンソーシアムの結成等新たな手法について検討を進め、引き続き公園管理の受託に向け取り組むよう指導する。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 計画的な職員数の適正化 (法人)	●計画的に実施				
	2 協会所有施設のあり方検討 (法人)	●運営継続(持続可能な範囲で)				
	3 公園管理に特化した対応策の検討(県・法人)	検	討	→	●指定管理者公募	
備考						

No. 29	(財)栃木県体育協会	所管課	教育委員会スポーツ振興課			
委員会報告書	<p>【経営の効率化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賛助会員を増やすなど自主財源の確保に努めること。 ○ スポーツ振興や競技力向上につながる選手強化については、県民意識の高揚の観点からも、事業の充実・強化を図ること。 ○ 県職員の派遣については、計画的な縮減を図ること。 					
議会提言	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県からの教員派遣については、教員依存の指導体制からの体質改善の観点から、そのあり方について早期に検討を進める。 ○ 今市青少年スポーツセンター及び射撃場については、施設の老朽化等の問題に対応するため、今後のあり方について早急に検討のうえ、方針を打ち出す必要がある。その際に、射撃場については、県の関与は不可欠であると認識する。 ○ 事業は展開が過大で絞り込みが必要な状態にあり、県の行政施策としてのスポーツ振興と公益法人業務とのあり方の整理や事務事業の精査、さらには会費制の導入等を進める。進展が見られない場合は、県は関与を見直し、自立運営を図る。 					
対応方針	<p>1 スポーツ振興などの事業については、県と法人との役割や業務のあり方について整理した上で充実・強化を図るとともに、職員派遣のあり方については、経営計画等検討委員会などによる事業の見直し等を踏まえ、派遣職員の段階的な縮減を図る。 また、賛助会への加入促進による賛助会費の収入増や協賛金等の収入増のための取り組みを一層促進する。</p> <p>2 今市青少年スポーツセンターについてはあり方を検討し平成23年度に方針を決定し、射撃場については庁内検討会等において引き続き汚染土壌対策等を検討する。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	<p>1 職員派遣のあり方検討、スポーツ振興と公益法人業務とのあり方整理、会費制の導入検討（県・法人）</p> <p>2 今市青少年スポーツセンターのあり方検討（県・法人）</p>	<p>→ 検討・調整</p> <p>→ 検討・調整</p>	<p>(段階的实施)</p> <p>→ ●今スポ方針決定</p>			
備考						

No. 30	(財)日光杉並木保護財団	所管課	教育委員会文化財課			
委員会報告書	<p>【事業の見直し】</p> <p>○ 法人業務に県職員が従事している現状の是正に努めるとともに、県委託事業について見直すこと。</p>					
議会提言	<p>【存続】</p> <p>○ 有名有力県の観点で日光杉並木の存在は大きく、積極的な保護育成が必要である。</p> <p>○ 日光杉並木の持つブランド力を生かし、本県のイメージアップにつなげるような事業展開を図る。</p>					
対応方針	<p>1 法人で行う事業については、県の文化財保護行政と緊密な関連を有し、当面、法人業務に県職員が関与していく必要があるが、委託事業については、今後も引き続き見直しを図っていく。</p> <p>2 積極的な保護育成については、県と緊密な連携の下、県民・企業・行政が一体となった取り組みを拡大する。</p> <p>3 イメージアップにつなげる事業展開については、普及啓発活動の継続的な実施は必要であり、今後さらにイメージアップ戦略を明確にし、より有効的な事業展開を進める。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 委託の見直し（県）	●継続実施				
	2 積極的な保護育成（県・法人）	●継続実施				
	3 イメージアップの事業展開 （県・法人）	●継続実施				
備考	<p>○ 委託事業について、樹勢回復事業（財団自主事業を除く。）を平成20年度から県が直接執行している。</p>					

No. 31	(財)栃木県暴力追放県民センター	所管課	警察本部刑事部組織犯罪対策第一課			
委員会報告書	<p>【経営の効率化等】</p> <p>○ より一層のコスト削減など経営効率化に努め、相談業務などの充実・強化を図ること。</p>					
議会提言	<p>【存続】</p> <p>○ 県警自体の相談業務も充実しつつあることから、役割分担を明確化し、離脱者支援や非構成員関与のトラブル防止等に業務を絞り込むべきである。</p>					
対応方針	<p>1 平成18年度に策定した「暴力追放運動推進センターの活性化に向けた行動計画」(5カ年計画)に基づき、基本財産運用の改善、賛助会員の募集拡大、暴力相談事業の充実(広報と知識の向上)、県民への情報提供の充実、責任者講習の業務拡大と講習内容の充実等に取り組み、財政基盤の安定、事業活動の充実・強化等を図る。</p> <p>2 センターにおける暴力相談受理件数は増加傾向であり、事件化に結びつく相談も多いので、センター受理の相談に事件性が認められる場合等は警察署で対応するなど、センターと警察の役割分担の明確化に努め、引き続き実施するとともに、離脱者支援に関しては、社会復帰アドバイザー及び「不当要求被害防止責任者講習(企業・公務員等)」により離脱及び就業支援を行う。</p>					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 経営の効率化(法人)	●継続実施				
	2 県警との役割分担の明確化 (県・法人)	●継続実施				
備考						

No. 32	(財)栃木県交通安全協会	所管課	警察本部交通部交通企画課			
委員会報告書	<p>【自動車教習所業務の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間との競合関係にある自動車教習所については、廃止に向けて、現員の配置転換や縮減に努力すること。 ○ 即時廃止が困難な場合は、公益法人による運営という点に鑑み、障害者や高齢者に特化するなど、公益性の発揮を図ること。 					
議会提言	<p>【存続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県交通安全協会と地区協会の位置付けを明確にするとともに、会員資格や会費の低減化を図るなどの総合調整を行うべきである。 ○ 県委託業務の随意契約の見直しを進め競争性を高める必要があり、受託業務の整理とそれに見合った組織体制の整備及び職員数の適正化を図る必要がある。 ○ 2つの自動車運転教習所は、少子化及び民間との競合を勘案すると、今日ではその公益性は薄いため、廃止または民営化の方向で具体化等を検討する。また、これらに進展が見られない場合は、県は関与を見直し、自立運営を図る。 					
対応方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 財団法人栃木県交通安全協会と任意団体である各地区（地方）交通安全協会は異なる組織であり、これまでも双方の活動内容と収支決算等について、会員、入会者等に周知しているが、県民から十分な理解が得られるよう、引き続き様々な広報媒体を活用し一層の周知を図るとともに、県と地区（地方）の交通安全協会の連携を進める。 2 県委託業務の契約については、平成23年度から競争入札とする予定。 3 受託業務の整理とそれに見合った組織体制の整備及び職員数の適正化については、運転免許人口、受託業務に関する事務量等、県民サービスの低下防止策を検討の上、計画を策定し実施する。 4 2つの自動車教習所については、職員の処遇、土地の原状回復、教習生及び卒業生への対応など、廃止の際の課題について総合的に検証のうえ、平成23年度末からの段階的な廃止を目指し調整を進める。 					
スケジュール	見直し項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26以降
	1 県安協と地区安協の位置付けの明確化（法人）	●継続実施				
	2 委託業務等の見直し（県）	→ 検討・調整	●実施			
	3 組織体制の整備（県・法人）	→ 計画策定	●実施			
	4 自動車教習所業務の見直し（県・法人）	→ 調整		→ (●段階的廃止)		
備考						